

お 願 い

道路交通法の改正により、平成20年6月1日からは後部座席におけるシートベルトの着用が義務化され、高速道路等を走行するバスのお客様につきましてもシートベルトの着用義務の対象となります。

安全運転に徹していても昨今の交通事情からして万が一のことが生じないとも限りませんので、法律の趣旨をご理解いただきシートベルトを必ず着用下さいますようお願い申し上げます。

社団法人広島県バス協会
広島県警察本部
国土交通省中国運輸局広島運輸支局